

公益財団法人 助成財団センター
倫理規程(行動基準)

【制定の主旨】

助成財団センター（以下「当センター」という。）は、その設立の趣意に基づき、助成財団等の健全なる育成発展に貢献し、もって民間公益活動の発展に寄与することを目的として、一貫した事業活動を続けてきた。

特に内外の社会経済情勢の変化に伴うわが国の社会経済システムの大きな転換期にあつて、新しい公益法人制度の発足は、今後のわが国の発展に民間公益活動の増進が不可欠であることを明確にしたものである。その意味で、民間公益活動の増進の一翼を担う助成財団等の社会的使命、役割は一層重要になってきていることから、当センターは、そのような助成財団等の活動の発展を支援することが民間公益活動の増進に寄与するということを肝に銘じて業務の遂行に当たらなければならない。

このような認識のもと、当センターの業務遂行に当たっては、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程（行動基準）を制定し、その遵守と実践を行うものである。

当センターのすべての評議員ならびに役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

【本文】

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 公益財団法人助成財団センター（以下「当センター」という。）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に応える事業運営に当たるものとする。

（社会的信用の維持）

第2条 当センターは、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持するものとする。

（法令等の遵守）

第3条 当センターは、関連法令及び当センターの定款、倫理規程（行動基準）、その他の規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営するものとする。

(私的利益の禁止)

第4条 当センターの役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 当センターの役職員は、その職務の執行に際し、当センターと利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、当センターが定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 当センターは、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者等をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(個人情報保護と権利の尊重)

第7条 当センターは、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮するものとする。

(研 鑽)

第8条 当センターの役職員は、助成財団等の能力向上、助成希望者への情報提供力の向上をはじめとする、当センターの業務全般の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規定遵守の確保)

第9条 当センターは、必要あるときは評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実効あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

追 補

公益法人として自律的なガバナンス体制の向上に向け、当センターの運営方法やリスク管理について、下記の追補を行う。

(機関の権限と運営)

追補第1条 当センターは、評議員会、理事会ならびに監事それぞれの機関において法令上の権限や意義について明確に意識し、それぞれの機関において内容のある議論にもとづいてその運営を行う。

(業務執行)

追補第2条 当センターは、その業務執行にあたっては、理事会の決定、監督に基づき代表理事、執行理事が行うとともに、その権限を明確化した他の理事や職員等連帯して行う。

(理事会の運営)

追補第3条 当センターの理事会は、選定された代表理事、業務執行理事のリーダーシップの下、この法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって事業を推進する。

(リスク管理及び個人情報の保護)

追補第4条 この法人は、この法人を取り巻くリスク範囲の広がり、先鋭化している現状に鑑み、リスク管理体制を構築するとともに、特定個人情報を含む個人情報の保護については、組織的な管理を徹底する。

附 則

この規程は、2020年7月1日から施行する。